

令和3年度 第4回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和4年2月15日(火) 9時35分～11時00分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 大植 辰治(副町長) 副委員長 西島 博一(事業部長) 委員 岩橋 威夫(総務部長)、田中 真人(住民部長)、 岩前 良幸(健康福祉環境部長)、山口 治(事業部次長)、 浦本 佳行(教育部長)、内田 昌輝(消防長)、 木村 健司(上下水道部長)
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出(岩橋委員を選出) 4. 閉会
検証対象案件	令和3年10月1日～令和3年12月31日に契約締結された予定価格130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業務
抽出案件一覧	【①令和3年度第49回衆議院議員総選挙に伴うポスター掲示場設置等工事(総務課)】 【②令和3年度 町営住宅出森団地B棟201号浴室修繕工事(営繕室)】 【③令和3年度 公園等照明灯緊急対応維持修繕工事(建設課)】 【④祝園西一丁目集会所空調機更新工事(自治振興課)】
検証件数	4件(随意契約4件) ※対象件数4件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事

●検証案件

①令和3年度第49回衆議院議員総選挙に伴うポスター掲示場設置等工事

意見・質問	回答
<p>・2者に見積依頼しているが、「京都府屋外広告物条例に基づく業者登録と本町の建設工事等入札参加資格の登録を両方している」という選定理由に該当する業者は他にもあるのか。</p>	<p>2者と認識していたが、前回の入札監視委員会で予定価格130万円以上のポスター掲示場設置工事の案件があり、その検証の中で、外部委員の方に「業者の拡大を図ってください」との指摘を受け、再度調査しましたら、該当業者が町内1者、町外3者の計4者いたことが分かりました。</p>
<p>・1者の辞退状況はもう1者には分かるのか。</p>	<p>分かりません。</p>
<p>・設計書はどのように作成したのか。</p>	<p>前回の同種工事を参考にし、数量の変更や、単価の見直しなどを行って、再度作成しています。</p>
<p>・京都府屋外広告物条例に基づく業者登録が必要というのは何で決まっているのか。</p>	<p>京都府から平成19年に「選挙ポスター掲示場設置工事は京都府屋外広告物条例に基づく業者登録が必要」との旨の通知が来ています。</p>
<p>・知事選挙など府内の選挙であれば、府外の業者を選定すれば、辞退されにくく、競争性を確保できるのではないかと思うが、可能か。</p>	<p>京都府屋外広告物条例に基づく登録と本町の建設工事等入札参加資格の登録の両方をしていれば可能です。</p>
<p>・選挙ごとに工夫して競争性を確保した見積依頼を</p>	

<p>したほうがいい。</p> <p>・「競争性の確保」だけでなく、「地域経済の循環」とのバランスを取らないといけない。出来れば町内業者に京都府屋外広告物条例に基づく登録を促し、競争性が確保できると一番いい。</p>	
--	--

②令和3年度 町営住宅出森団地B棟201号浴室修繕工事

意見・質問	回答等
<p>・業者選定理由は、建築一式工事と管工事の両方の許可を持っている業者ということか。</p>	<p>管工事の許可を有していることと、住宅修繕の実績があることが選定理由です。</p>
<p>・見積書に受付印は必要なのか。</p>	<p>見積書の外封筒には受取日で、中身の見積書自体には開封日の受付印を押すこととして、周知しています。</p>
<p>・外封筒と中身の見積書の受付印が別日になる場合もあるのか。</p>	<p>別日になる可能性はあります。</p>

③令和3年度 公園等照明灯緊急対応維持修繕工事

意見・質問	回答等
<p>・無効の業者の内訳書を確認したということは、この業者が1番低い金額だったのか。</p>	<p>違います、2番目です。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・全ての業者の内訳書を確認したということか。 ・無効業者の見積金額は、予定価格以上だったのか、以下だったのか。 	<p>その通りです。</p> <p>予定価格を超えていました。</p>
--	-------------------------------------

④祝園西一丁目集会所空調機更新工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積は何者に依頼したのか。 ・参考見積は2者以上に依頼しないとイケない。 ・今回、電気工事で業者選定しているが、フロンを扱うこともあるので、その資格の有無も必要になってくるであろうし、管工事とすることも考えられる。 ・担当課の認識として持つておいたほうがいい。 	<p>1者です。</p> <p>管工事の認識はなかったです。</p>